

平成 28 年度市町村課研修生卒業研究報告書

住民基本台帳法における住所の認定方法について

市町村課行政グループ 芝池 祐太

平成 29 年（2017 年）3 月

はじめに	・・・・・・・・・・ P. 1
第1章 住民基本台帳法における住所	・・・・・・・・・・ P. 1
第1節 住民基本台帳法の目的及び国や地方公共団体の責務	
第2節 住所の定義	
第2章 行政実例における住所の考え方	・・・・・・・・・・ P. 3
第1節 「居住期間」を住所の認定理由としているケース	
第2節 「私的生活における家族との関わり」を住所の認定理由としているケース	
第3節 行政実例における住所認定の考え方	
第3章 行政事件裁判例における住所の考え方	・・・・・・・・・・ P. 10
第1節 東村山市当選無効請求事件 一最高裁判決平成9年8月25日一	
第2節 七尾市裁決取消等請求事件 一最高裁判決平成27年3月6日一	
第3節 行政事件裁判例における住所の認定	
第4章 住所の認定	・・・・・・・・・・ P. 17
第1節 住所認定の基準	
第2節 住所の認定方法についての整理	
第3節 最近の行政事件裁判例	
おわりに	・・・・・・・・・・ P. 24
参考文献	・・・・・・・・・・ P. 25

はじめに

住所がどのように決まるのかご存知だろうか。その場所が持ち家なのか賃貸であるのかといった居住形態や、家族と共に居住しているのか単身世帯であるのかといったことに関わらず、現在居住している場所（以下、「現居所」という。）が住所と考えられることが多いだろう。

しかし、行政実例や行政事件裁判例（以下、「行政実例等」という。）を見ると、現居所が住所と認定されたケースがある一方で、現居所が住所と認定されず、直近で現居所の前に居住していた場所（以下、「旧居所」という。）や家族の居住地が住所と認定されたケースもあり、現居所が必ず住所と認定されるというわけではない。

なぜ、旧居所や家族の居住地（以下、「旧居所等」という。）が住所と認定される場合があるのか。また、どのような場合に、旧居所等が住所と認定されるのか。本稿では、関係行政実例等から住所の認定について考察していく。

そのために、そもそも住所についての根拠法である住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）において、住所がどのように定義されているかを確認する。

本稿の狙いは、関係行政実例等から、一見複雑に思われる住基法における住所の認定について、考え方を整理することである。

本稿の構成については、まず第1章で住基法の目的や国や都道府県、市町村（以下、「国や地方公共団体」という。）の責務を確認する。第2章では、既存の行政実例から住所認定の考え方を確認する。第3章では、行政事件裁判例の中から、過去に相談があった際に、筆者が参考とした代表的判例で、一見住所の認定方法が異なって見える「所有権や賃借権の有無、居住期間等といった生活実態から住所を認定した東京都東村山市の事例」と、「ATMの使用状況や光熱費等といった生活実態から住所を認定した石川県七尾市の事例」の2つを分析する。そして、最後に、第4章で住所の認定についての考え方を整理する。

なお、文中における意見部分については、筆者の私見であることを申し添えておく。

第1章 住民基本台帳法における住所

本章では、住所がどのように定義されているのか、住所の根拠法である住基法の目的や構成から確認していく。

第1節 住民基本台帳法の目的及び国や地方公共団体の責務

まず、住基法の目的や住基法が制定されることとなった経緯を確認していく。

住基法の目的は、第1条に規定されており、「この法律は、市町村（特別区を含む。以下

同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」とされている。

かつて住所は、それぞれの法令で、それぞれの定義のもと、それぞれの住所が存在していた。そのため住民は、引越し等で居住地が変わった場合、各法令ごとに、それぞれ住所変更の届出をしなければならず、非常に不便であった。このような住所の定義が複数あるという問題を解決するため、また、行政事務の合理化、効率化を図るという目的もあり、昭和 42 年に住基法が制定されることとなった。

また、これに併せて、住民の住所等を記録する住民基本台帳が整備され、住民に関する記録の正確性が維持されることとなった。また、住民基本台帳が選挙人名簿の登録や国民健康保険、国民年金、地方税の納税といった各種行政事務の基礎とされることになり、住所がそれぞれの法令において、それぞれの定義により定められるのではなく、統一的に定められた。

また、住基法では、住民基本台帳に記録される事項の正確性を確保するために、国や地方公共団体及び住民に対して責務を定めている。

国や都道府県は、新たに法令を制定し、住民に住所等に関する届出の義務を課す場合は、住基法に規定する届出と統合するようしなければならない。例えば、児童手当や介護保険は住基法制定後に制定されたが、住所等に関する届出は住基法に規定する届出と統合されている。

市町村に対しては、住民基本台帳の備付けが義務付けられているほか、住民基本台帳の正確性を保つために、職権による住民票への記載（第 8 条）や住民票の記載等のための市町村間の通知（第 9 条）、調査（第 34 条）が義務付けられている。

住民に対しては、虚偽の届出など住民基本台帳の正確性を阻害するような行為は禁じられており、虚偽の届出をした者や正当な理由もなく届出をしなかった者については、5 万円以下の過料に処するという罰則規定（第 51 条及び第 52 条）が設けられている。

第 2 節 住所の定義

住基法の目的や目的を達成するための国や地方公共団体の責務について確認してきたが、次に住基法において住所がどのように規定されているか確認してみよう。

住所については、住基法第 4 条に規定があり、「住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 10 条第 1 項 に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。」とされている。したがって、各法令に規定される住所については、地方自治法（以下、「自治法」という。）に規定する住所と異なってはな

らないのである。

自治法第 10 条第 1 項を確認してみると、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」とされている。住民とは、その市町村の区域内に住所を有する者を言い、自然人、法人の双方を含むということである。自然人については、生活の本拠となる場所を住所とし、法人については主たる事務所の所在地または本店の所在地をもって住所とすると解されている。

一方で、住基法が住民の居住関係の公証や選挙人名簿の登録、その他各種行政事務の基礎とすることを目的としていることから、住基法という住民は自然人を意味し、法人を含まないと解されている。よって、本稿では自然人を対象として考えていくこととする。

自治法に規定されている、自然人の住所と解されている「生活の本拠」とは、民法第 22 条の規定と同様に、「私的生活の中心」を意味するものであると解されている。何をもって「生活の本拠」と判断すべきか極めて困難なケースも生じ得るが、個人の生活の実質関係を考慮して具体的に決定するとされている。

住所の数については諸説あるが、住基法は、第 4 条の条文において、関係法令の住所に関する規定は、自治法に規定する住所と異なる解釈をしてはならないとしており、住所は、すべての関係法令で同一であり、一人について1つしか存在しないと規定している。

これは、住基法における住所が、選挙人名簿の登録等の各種の行政事務処理の基礎となっていることが関係していると思われる。

国民健康保険や介護保険といった様々な行政サービスは、住所地で受けることを基本に考えられていることから、住所が複数存在してしまうと、住民がどの地方公共団体から行政サービスを受けるか混乱してしまう恐れがある。そのため、ある者についての住所はどこかを明確にする必要がある。よって、住所は1つという解釈をしていると考えられる。

これまで確認してきた住基法における住所の定義をまとめると、住所とは、「生活の本拠」であり、その数は一人について1つであるといえる。それでは、どこが「生活の本拠」となるかは、どのように判断されているのか。住基法における住所の認定については、様々な行政実例や行政事件裁判例が存在している。以降、次章や第 3 章で既存の行政実例等から住所認定の考え方を確認していく。

第 2 章 行政実例における住所の考え方

第 1 章で確認したとおり、住基法において住所は1つとされている。本章では、既存の行政実例において、その1つの住所がどのように認定されているのか確認していく。

既存の行政実例には、住所と認定できるような居所が複数あり、どちらが「生活の本拠」となるか判断が難しい事例が多く見られる。これらの事例では、「現居所が住所と認定され

る事例」と、「旧居所等が住所と認定される事例」が存在している。

居所とは、引き続いて居住する場所と解されているのに対して、住所とは、前章でも確認したとおり、生活の本拠であり、私的生活の中心であると解されている。旧居所等が住所と認定される事例があることから、現在居住しているということだけでは、当該居住場所が私的生活の中心とは言えないということがわかる。

既存の行政実例を住所の認定理由別に見ていくと、「居住期間」を住所の認定理由としているケースと、「私的生活における家族との関わり」を住所の認定理由としているケースに分類できる。

以下は、関係行政実例であるが、「居住期間」を住所の認定理由としているケースと「私的生活における家族との関わり」を住所の認定理由としているケースに分類し、それぞれにどのような共通点があるのか、また、現居所が住所と考えられることが多い中で、どのような場合に旧居所等が住所と認定されるのかを確認していき、行政実例における住所の考え方について、考察していく。

第1節 「居住期間」を住所の認定理由としているケース

○「居住期間」を住所の認定理由としているケース

①職業訓練生の住所（昭和43年3月26日自治振第41号通知問2）

職業訓練法に定める職業訓練校に入所し、家族と離れて寄宿舎に居住しながら職業訓練をうけている訓練生の住所は、特段の事情のない限り、訓練期間が1年未満の者については入所前の居住地、訓練期間が1年以上の者については寄宿舎にあると認められる。

②合宿研修者の住所（昭和43年3月26日自治振第41号通知問3）

会社の研修所で合宿しながら1年以上の研修を受けている場合、その者の住所は、家族と密接な生活関係がある等特段の事情のない限り、研修所にあると認められる。

③病院等に入院している者の住所（昭和46年3月31日自治振第128号問3）

病院、療養所等に入院、入所している者の住所は、医師の診断により1年以上の長期、かつ、継続的な入院治療を要すると認められる場合を除き、原則として家族の居住地にある。

④施設等に入所する者の住所（昭和46年3月31日自治振第128号通知問8）

児童福祉施設、老人福祉施設、精神薄弱者援護施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設等の施設に入所する場合、1年以上にわたって居住することが予想される者の住所は、施設の所在にある。

⑤看病のため病院に寝泊まりする者の住所（昭和 59 年 2 月 3 日愛知県地方課あて電話回答）

（問） 入院患者である夫の看病のために病院で寝泊まりし、生活を営んでいる妻について、病院に住所があると認定してよいか。

（答） 妻の生活実態から、病院が生活の本拠と判断されかつ1年以上居住することになるのであれば、当該病院を住所地と認定して差し支えないものである。

⑥海外出張者の住所（昭和 46 年 3 月 31 日自治振第 128 号通知問 9）

海外出張者の住所は、出張の期間が1年以上にわたる場合を除き、原則として家族の居住地にある。

⑦冬期間だけ下宿する学生・生徒の住所（昭和 46 年 1 月 12 日自治振第 128 号通知問 2）

学生・生徒が冬期間（12月から翌年3月頃まで）積雪のため通学が困難であるので、冬期間だけ学校所在地の市町村に下宿した場合、学生、生徒の住所は親元とすべきである。

⑧ネットカフェに滞在する者の住所（平成 21 年 3 月 24 日定額給付金事業 Q&A その(10)）

法における「住所」とは、各人の生活の本拠をいうものであり、その認定については、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定されるべきもの。

いわゆるネットカフェについては、長期の宿泊や滞在を認めるかどうかなど形態は様々であり、また、個々人の生活実態や家族とのつながりなども異なることから、個別具体の事案に即して生活の本拠となるかどうかを市町村長が総合的に判断するものである。この際、ネットカフェといった名称の施設であったとしても、事案によっては、①長期契約が締結され、長期にわたって滞在する意思が明確にされており、かつ、②店舗の管理者が住民登録に同意している場合には、一時的な施設の利用ではなく、生活の本拠たる住所と認められる場合があると考えられる。

まず、「居住期間」を住所の認定理由としているケースを確認していく。

①から⑦の事例に共通していることは、一般的に、現居所には短期間しか居住せず、当該期間を終えれば、旧居所等に戻る事が想定されているということである。①から⑦の事例について、それぞれ詳しく見ていく。

①、②及び⑦の事例において、職業訓練生、合宿研修者及び冬期間だけ下宿する学生・生徒については、当該研修等の期間を終えれば、旧居所等に戻る事が想定されている。

③から⑤の事例においても、施設等に入所する者、病院等に入院している者及びその者の看病のために病院等に寝泊まりする者については、一般的に長期の入院や入所は考えにくく、退院等した場合、旧居所等に戻るであろう。

また、⑥の事例においては、海外出張者については、出張を終えれば、旧居所等に戻ると考えられる。

また、①から⑥の事例については、現居所に1年以上の居住が見込まれる場合は、基本的に現居所が住所と認定され、1年未満の場合は基本的に家族の居住地である旧居所等が住所と認定されるという点においても共通している。

では、なぜこの「1年」を基準としているのだろうか。

この1年という期間については、第1章で確認したように、住基法における住民という概念が、自治法における住民と一致していることが関係しているのではないだろうか。

自治法第10条第2項を見てみると、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定されている。

これは、当該地方公共団体の住民であれば、当該地方公共団体が提供する各種行政サービスを区別なく平等に受けることができるということと同時に、当該行政サービスに要する経費については、住民が地方税等の負担を負う義務を課しているというものである。このことから、行政サービスを受けることと、負担を負うこととの条件は、当該地方公共団体の住民であるということだと言える。

第1章で確認したとおり、住民とは、その市町村の区域内に住所を有する者をいうことから、どの地方公共団体から行政サービスを受け、地方税等の負担を負うのかは、住所がどこにあるかで決まるのである。

行政サービスが基本的に1年単位となっていることから、通常住所とならないような場所でも、1年以上継続して居住することが見込まれるのであれば、基本的には住所と認定されるものと考えられる。

しかし、1年以上継続して居住すれば住所と認定されるのは、研修所や病院など、一般的に寝食することが想定されている場所に限られる。では、ネットカフェなどの一般的に寝食することが想定されていない場所に、居住している場合は住所と認定されないのだろうか。

⑧の事例にあるように、ネットカフェが住所であると認定される場合は、「①長期契約が締結され、長期にわたって滞在する意思が明確にされており、かつ、②店舗の管理者が住民登録に同意している場合には、一時的な施設の利用ではなく、生活の本拠たる住所と認められる場合」とかなり限定されているが、住所と認定される場合もある。

これらを総合すると、「居住期間」を住所の認定理由としている行政事例から読み取れる住所認定の考え方は、以下のとおりと考えられる。

○通常住所とならないような場所でも、1年以上継続して居住することが見込まれるのであれば、基本的には住所と認定される。

- ・研修所や病院など、一般的に寝食することが想定されている場所については、1年以上継続して居住することが見込まれるのであれば、基本的に住所と認定される。
- ・ネットカフェなど、一般的に寝食することが想定されていない場所については、一時的な利用ではなく、長期間居住することが明確で、当該居住場所の管理者が住民登録に同意している場合は、住所と認定することが可能である。

第2節 「私的生活における家族との関わり」を住所の認定理由としているケース

○「私的生活における家族との関わり」を住所の認定理由としているケース

⑨勤務の関係上家族と離れて居住している会社員等の住所

○昭和46年3月31日自治振第128号通知問4

勤務する事務所又は事業所との関係上家族と離れて居住している会社員等の住所は、本人の日常生活関係、家族との連絡状況等の実情を調査確認して認定するものであるが、確定困難な者で、毎週土曜日、日曜日のごとく勤務日以外には家族のもとにおいて生活を共にする者については、家族の居住地にあるものとする。

○昭和57年7月2日愛知県地方課あて電話回答

(問) 勤務する事務所又は事業所との関係上家族と離れて居住している会社員等が、勤務地と家族の居住地が遠隔であることから飛行機を利用して月平均2回程度家族のもとにおいて生活をともにしていても、このことのみをもって住所が家族の居住地にあるということにはならないものと考えてどうか。

(答) お見込みのとおり。

⑩寮・下宿等に居住する学生・生徒の住所(昭和46年3月31日自治振第128号通知問6)

勉学のため寮、下宿等に居住する者の住所は、その寮、下宿等が家族の居住地に近接する地にあり、休暇以外にもしばしば帰宅する必要がある等特段の事情がある場合を除き、居住する寮、下宿等の所在地にある。

⑪船員の住所(昭和46年3月31日自治振第128号通知問7)

船員については、航海と航海の中間期間、休暇等に際して家族と生活を共にする関係を失わず、かつ、家族の居住地以外に居を構えてそこを生活の本拠としているような状況がない限りその者の住所は、家族の居住地にある。船舶内に居住することを常とし港から港へ転々としている者の住所は、航海を終われば通常帰航する関係にある主たる定けい港にある。

前節で確認したように、「居住期間」を基に住所を認定する行政実例が多数あるため、基本的には「1年」という期間を基準として住所を認定することとなる。しかし、「居住期間」からではなく、「私的生活における家族との関わり」から住所を認定するという実例も少数ではあるが存在している。ここでは、「私的生活における家族との関わり」を住所の認定理由としているケースを確認していく。

⑨から⑪の事例に共通していることは、家族と共に居住していたときと、家族と離れて現居所で居住している現在において、私的生活における家族との関わりが変わらない場合は、旧居所等が住所と認定されるということである。⑨から⑪の事例について、それぞれ詳しく見ていこう。

⑨の勤務の関係上家族と離れて居住している会社員等については、毎週土曜日、日曜日のごとく勤務日以外には家族のもとにおいて生活を共にする場合は、家族の居住地が住所と認定される。勤務日以外を家族と共に生活しているということは、家族と過ごす私的な時間は、家族と共に居住していたときと現在とでは、変わっていない。

前章で確認したが、住所とは生活の本拠であり、生活の本拠とは私的生活の中心であると解されている。民法第752条に夫婦の同居、協力及び扶助の義務が規定されており、夫婦は同居していることが多いと考えられることから、夫婦で同居している場所が、基本的には結婚している者の私的生活の中心であると考えられている。当該事例においては、家族と過ごす私的な時間を家族の居住地で過ごしていることから、私的生活の中心は家族の居住地であるといえる。

⑩の寮・下宿等に居住する学生・生徒については、当該寮・下宿等が家族の居住地に近接する地にあり、休暇以外にもしばしば帰宅する必要がある等特段の事情がある場合は、家族の居住地が住所と認定される。⑨の勤務の関係上家族と離れて居住している会社員等の事例に比べると、家族の居住地が住所と認定されるのはかなり限定されている。

勤務の関係上家族と離れて居住している会社員等は、一般的にいずれは家族のもとに帰ることが考えられる。しかし、寮・下宿等に居住する学生・生徒については、そのまま郷里を離れて、当該居住地で就職することも考えられることから、勤務の関係上家族と離れて居住している会社員等と比べて、現居所が住所となる割合が大きいのだろう。

よって、休暇を家族と共に過ごしているだけでは、私的生活における家族との関わりが変わっていないとは言えず、下宿等と家族の居住地が近接しており、休暇以外にもしばしば帰宅する必要がある等特段の事情がある場合にのみ、私的生活における家族との関わりが変わっていないと判断され、家族の居住地が住所と認定されるのである。

⑪の船員については、休暇等に際して家族と生活を共にする関係を失わず、かつ、家族の居住地以外に居を構えてそこを生活の本拠としているような状況がない限り、家族の居住地が住所と認定される。

船員については、休暇等を家族の居住地で生活しているということは、家族と過ごす私

的な時間は、家族と共に居住していたときと現在とでは、変わっていない。よって、⑨の勤務の関係上家族と離れて居住している会社員等と同様に、私的生活の中心は家族の居住地であるといえる。なお、前章でも確認したが、住所とは生活の本拠と同意義であることから、家族の居住地以外に居を構えてそこを生活の本拠としているような場合は、その場所が住所と認定される。

これらを総合すると、「私的生活における家族との関わり」を住所の認定理由としている行政実例から読み取れる住所認定の考え方は、以下のとおりと考えられる。

○家族と共に居住していた者が、現在家族と離れて居住している場合において、家族と共に居住していたときと、現在を比較し、私的生活における家族との関わりが変わらない場合は、家族の居住地が住所と認定される。

第3節 行政実例における住所認定の考え方

これまで、住所認定に係る既存の行政実例を、「居住期間」を住所の認定理由としているケースと「私的生活における家族との関わり」を住所の認定理由としているケースに分類して確認してきた。

では、「居住期間」と「私的生活における家族との関わり」の双方が住所の認定理由となり得る場合、どちらの認定理由が重視されているのだろうか。「私的生活における家族との関わり」を住所の認定理由としているケースについて、家族の居住地が住所と認定されない場合を考えていく。

⑨と⑩の事例において、家族の居住地が住所と認定される場合は、「家族と共に居住していたときと、現居所で居住している現在において、私的生活における家族との関わりが変わらない場合」に限定されている。

つまり、両事例とも、家族の居住地が住所と認定されるのは例外であり、基本的には現居所に長期間の居住が見込まれているため、現居所が住所と認定されるケースではないだろうか。

両事例に想定される「居住期間」について考えていく。

⑨の勤務の関係上家族と離れて居住している会社員等については、一般的に会社の異動周期は数年あることから、頻繁に異動があり、勤務地が変わるということは考えにくく、数年は現居所に居住することが想定されるだろう。

⑩の寮・下宿等に居住する学生・生徒については、一般的に1年以上継続して居住することが想定される。また、当該寮または下宿等が、旧居所から遠方であり、通学が困難であるならば、在学期間の途中で下宿等を辞めることは考えにくく、在学期間の全部を寮・下宿等に居住することも想定される。さらに、そのまま郷里を離れて、当該居住地で就職

することも考えられることから、長期間の居住が見込まれている。

よって、これまで確認してきた行政実例を踏まえると、両事例とも現居所に長期間の居住（1年以上）が見込まれていることから、**基本的に現居所が住所と認定される事例**であると言える。一方、⑨、⑩の事例が、基本的に現居所が住所と認定されるにも関わらず、私的生活における家族との関わりに変化がない場合は、家族の居住地が住所と認定されることから、行政実例においては、「居住期間」よりも「私的生活における家族との関わり」を重視していると言える。また、②の事例において、「家族と密接な生活関係がある等特段の事情のない限り」とされていることから同様のことが読み取れる。

よって、行政実例における住所認定の考え方は、以下のとおりと考えられる。

○住所の認定理由は複数存在し、主なものとして、「居住期間」と「私的生活における家族との関わり」が挙げられ、この両者間では「私的生活における家族との関わり」が優先される。

- ・通常住所とならないような場所でも、長期間（1年以上）継続して居住することが見込まれるのであれば、基本的に住所と認定される。
- ・家族と共に居住していた者が、現在家族と離れて居住している場合において、家族と共に居住していたときと、現在を比較し、私的生活における家族との関わりが変わらない場合は、基本的に家族の居住地が住所と認定される。

第3章 行政事件裁判例における住所の考え方

前章で行政実例についての住所の考え方を確認してきた。住所認定における様々な事例は、既存の行政実例やそれに基づき前章で確認した考え方から住所を認定できると考える。

しかし、住所と認定できる場所が2つ以上あると推測される場合や、短期間で居住場所をいくつも変えた場合など、行政実例で示されていないケースや行政実例を基に判断できないケースがある。こういったケースは、どのようにして住所が認定されているのだろうか。

行政事件裁判例を見てみると、どこが住所と認定されるかを争った事例が、被選挙権の有無を争う事例を中心に多数存在している。昭和29年10月20日最高裁判決の昭和29年（オ）第412号基本選挙人名簿異議決定取消請求事件では、住所の考え方について、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきである。」と判示しており、これ以降、どこが住所と認定されるかを争った行政事件において、この考え方が数多く引用されており、住所

認定の考え方の基準となっている。

しかし、他の判例を見てみると、後述するように、具体的な住所の認定方法として、当該居住場所の状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」から住所を認定した事例（第1節）と ATMの使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」から住所を認定した事例（第2節）があり、一見相反するように見える2つの考え方が存在している。

なぜ、同じ昭和29年10月20日最高裁判決を引用しているのにも関わらず、住所の認定方法が分かれているのだろうか。

本章では、過去に相談があった際に、筆者が参考とした代表的な行政事件裁判例で、一見住所の認定方法が異なって見える「当該居住場所の所有権や賃借権の有無、居住期間等から住所を認定した東京都東村山市の事例」と、「ATMの使用状況から住所を認定した石川県七尾市の事例」の2つを分析し、行政事件裁判例における住所の考え方を読み解いていく。

第1節 東村山市当選無効請求事件 一最高裁判決平成9年8月25日一 (居住場所状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」から住所を認定した事例)

1. 事件概要

平成7年4月23日執行の東村山市議会議員選挙（以下、「東村山市選挙」という。）において、Aは、出生以来居住し、母及び弟と同居していた東村山の居所（以下、「住所O」という。）を住所として届け、当選人となった。

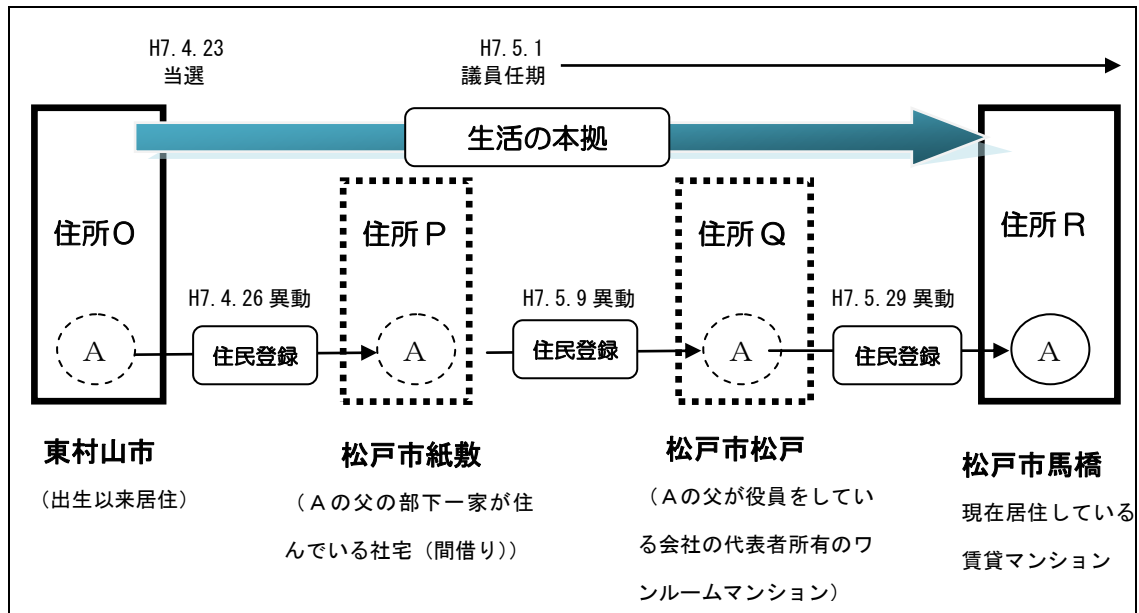
しかし、Aは、次点者を繰上げ当選させるため、議員資格取得前である同月26日、東村山市長作成の転出証明書を添付して、千葉県松戸市紙敷にあるAの父の部下一家が住んでいる社宅（以下、「住所P」という。）に間借りし、転出した旨を届け出た。

また、Aは同日、東村山市選挙管理委員会（以下、「東村山市選管」という。）に対して、松戸市に転出したため、被選挙権を失った旨を届け出た。

これを受けた東村山市選管は、Aが松戸市への転出により、被選挙権を失い、その結果、当選人の資格も失ったと判断し、同年5月21日に次点者を繰上げ当選人とすることを決定した。

その後もAは、同月9日に松戸市松戸のAの父が役員をしている会社の代表者が所有するワンルームマンション（以下、「住所Q」という。）に、更に同月29日には同市馬橋の賃貸マンション（以下、「住所R」という。）に住民登録を移転し、現在も住所Rに居住している。東村山市選挙にかかる東村山市議会議員の任期が、平成7年5月1日から平成11年4月30日までであることから、Aの住所が東村山市から松戸市にいつ移ったのかが争点となった。

<図1 東村山市の事例イメージ>



2. 裁判所の判断

裁判所の判決は、東京高裁と最高裁で分かれた。

東京高裁では、「Aが住民登録を東村山市から松戸市に移したのは、次点者を当選させるためのものであることは明らかであるが、住所を移転させる強固な目的で、平成7年4月26日に松戸市に住民登録を移転し、僅かの期間に二度住民登録を移転したが、同年5月29日に転入手続をとった住所がそのまま現在の本拠となっていることからすると、Aは、同年4月26日に東村山市から松戸市に生活の本拠を移転したと認めざるを得ない。Aが同日以後同月30日までの間依然東村山市に生活の本拠を残していたことを裏付けるべき適確な証拠はない。」としている。

これは、住所を移転させる強固な目的で、住民登録を移転した場合、住民登録を数回移転していても、従前の場所に戻っていないことから、住所の移転が認められると判断されたものであり、本人の意思が重視され、住所が認定されたものである。

これに対して、最高裁の判決は、

「事実関係によれば、Aが従前東村山市に生活の本拠としての住所を有していたことは明らかである（記録によれば、同市を本籍地とし、昭和42年出生以来同市に居住し、本件選挙当時は、母、弟らと同居していたこともうかがわれる。）ところ、Aは、本件選挙の当選人の告示の後、当選を辞退し、次点者を当選人とすることを目的として、急きょ、松戸市への転出の届出をしたものであり、Aが単身転出した先は、父の部下一家が居住する社宅であった上、その後、わずかの間に、いずれも松戸市内とはいえ、二度にわたり転居の届出をしているというのである。そうすると、仮に、Aが、現実に平成7年4月26日以降

松戸市紙敷で起居し、同年5月29日以降は松戸市馬橋のマンションを生活の本拠としていても、松戸市紙敷の前記社宅は生活の本拠を定めるまでの一時的な滞在場所にすぎず、せいぜい居所にとどまるものといわざるを得ない。これによって、従前の全生活の中心であった東村山市から直ちに松戸市に生活の本拠が移転したものとみることができない。」とし、東京高裁の判断を否定した。

住所Oについては、出生以来居住している実家であることから、住所と認定できるが、住所Pについては、Aの父の部下一家が住んでいる社宅を間借りしていたということ、また、僅かな期間しか居住していないことから、住所と認定できないとしている。

住所Qについては、Aの父が役員をしている会社の代表者所有のワンルームマンションであったこと、また、僅かな期間しか居住していないことから、住所と認定できないとしている。

また、住所Rは、平成7年5月29日に異動して以来居住していることから住所と認定することができる。したがって、住所P及び住所Qは住所を定めるまでの滞在場所であり、居所にとどまるものといわざるを得ないとしたものである。

このことから、本事例は居住場所の状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」から住所を認定した事例であると言える。

さらに、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときには、住所を移転したものと扱うことはできないのである。結局、原審の認定する事実によれば、記録にあらわれたその他の事情を勘案しても、平成7年4月30日までに、Aの生活の本拠が松戸市内に移転し、Aが東村山市内に有していた住所を失ったものとみることが到底できないものというほかはない。」とし、住所を認定する際、主観的な居住の意思よりも客観的な居住の事実が重要であることを示している。

第2節 七尾市裁決取消等請求事件 一最高裁判決平成27年3月6日一 (ATMの使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」から住所を認定した事例)

1. 事件概要

七尾市議会議員選挙（以下、「七尾市選挙」という。）において当選したBが、七尾市の区域内に引き続き3ヶ月以上住所を有していなかったと判断されたことにより、七尾市選挙における被選挙権を有していなかったとされたものである。

平成25年10月20日執行の七尾市選挙において、当選人となったBは、立候補に当たり、父方の祖父母が居住しており、Bが出生以来、平成10年3月31日に東京都へ引っ越すまで居住していた七尾市の居所（以下、「住所S」という。）を住所として届け出ている。こ

の住所 S はいわゆる「実家」である。

B は、住所 S から平成 10 年 3 月 31 日に東京都豊島区に住所を移した後、平成 11 年 2 月 1 日に東京都新宿区、平成 14 年 4 月 25 日に東京都練馬区と住所を移している。

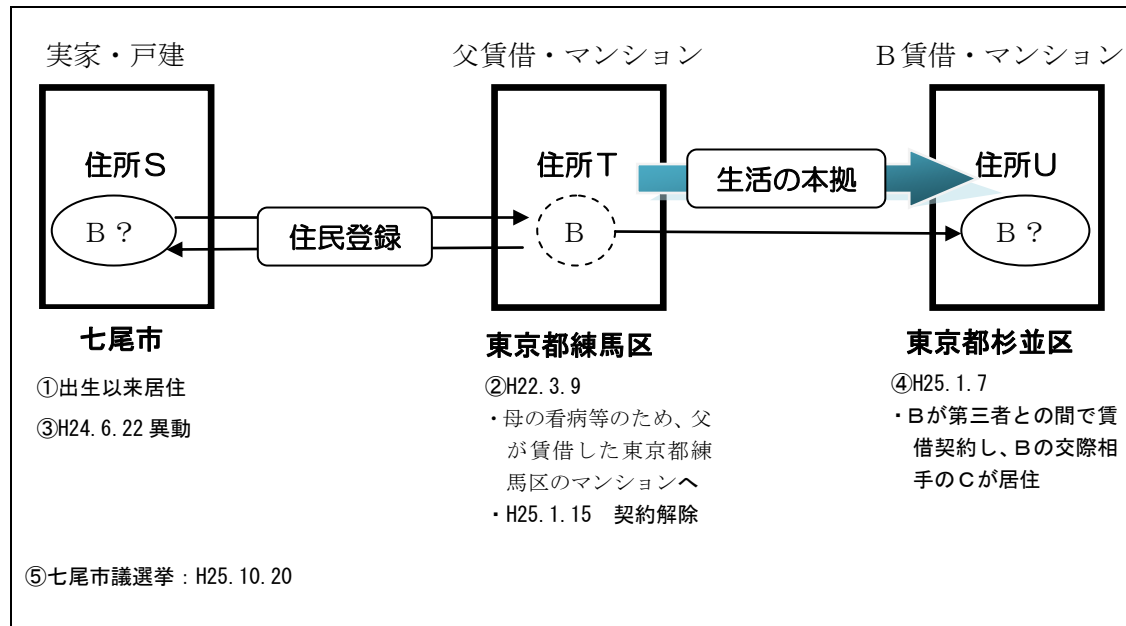
さらに、平成 22 年 3 月 9 日、東京都板橋区の病院に入院することになった母の看病等のため、父が賃借した東京都練馬区のマンション（以下、「住所 T」という。）に住所を移している。

その後、母が平成 23 年 8 月に亡くなったことから、B は平成 24 年 6 月 22 日、再び住所 S に住所を移している。その際、家財道具等は住所 T に残したままであり、家財道具等については、平成 24 年 12 月 26 日に搬出し、遅くとも平成 25 年 1 月 15 日に賃貸借契約が終了した。

また、B には交際相手 C がおり、C は、B が第三者との間で、平成 25 年 1 月 7 日から 2 年間の賃貸借契約をした東京都杉並区（以下、「住所 U」という。）に居住している。なお、住所 U の鍵は、B 及び C が所持している。

B には、実家である住所 S と自ら賃貸借契約している住所 U があり、どちらでも居住することが可能であったことから、平成 25 年 10 月 20 日時点で、住所 S に引き続き 3 ヶ月以上居住していたか、それとも恋人が居住している住所 U に居住していたかが、争点となった。

<図 2 七尾市の事例イメージ>



2. 裁判所の判断

名古屋高裁は、B の生活費等を管理している口座の出金一覧表や電気及び水道の使用量といった光熱費から住所を認定している。B の出金状況をまとめたものは、以下のとおりである。

- 平成 22 年 3 月から平成 24 年 4 月の出金は、出金がない平成 22 年 7 月から平成 22 年 11 月、七尾市で出金した平成 23 年 9 月 22 日、大阪市内で出金した平成 23 年 1 月 31 日を除き、月に数回から 12 回のすべて東京都である。
- 平成 24 年 5 月の出金はなし。
- 平成 24 年 6 月の出金は、東京都で 1 回のみ。
- 平成 24 年 7 月から平成 25 年 1 月の出金は、月に数回から 18 回であり、東京都と七尾市で同数程度である。(平成 24 年 9 月、10 月の出金は七尾市のみ。)
- 平成 25 年 2 月は出金なし。
- 平成 25 年 3 月の出金は、七尾市で 1 回。
- 平成 25 年 4 月から平成 25 年 9 月 25 日の出金は、七尾市で出金した平成 25 年 7 月 26 日を除き、月に 6 回～14 回のすべてが東京都である。
- 平成 25 年 9 月 26 日から平成 25 年 10 月 11 日までの出金はなし。
- 平成 25 年 10 月 12 日から平成 26 年 5 月 31 日の出金は、出金がない平成 25 年 10 月 16 日から平成 25 年 11 月 22 日を除き、月に数回から 16 回のすべてが七尾市である。

上記から、「生活費等を管理している口座からの出金の場所が 2 か月間にわたり東京都内に集中していることは、B がその間、大部分東京都内で生活し、その生活の本拠が東京都内にあったことを強く推認させる事実であるということが出来る。」とした。東村山市の事例のように居住場所の所有権や賃借権の有無、居住期間等といった生活実態からは住所を認定せず、ATM の使用状況といった「詳細な生活実態」から住所を認定した事例であると言える。

この判決により、裁決を取り消された石川県選挙管理委員会は、最高裁に上告した。しかし、最高裁は、平成 27 年 3 月 6 日付けで棄却し、また、上告審として受理しないとの決定をした。

第 3 節 行政事件裁判例における住所の認定

ここまで、2 つの行政事件裁判例を詳しく見てきたが、東村山市の事例は、**居住場所の状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」から住所を認定し**、七尾市の事例は、**ATM の使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」から住所を認定している**ということがわかった。

冒頭で触れたように、両事例とも、昭和 29 年 10 月 20 日最高裁判決を引用しているにも関わらず、一方では居住場所状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」から住所を認定しているが、他方では ATM の使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」から住所を認定しており、住所の認定方法が異なっている。そこで、両事件の共通点や違いから、

行政事件裁判例における住所の考え方を読み解いていくこととする。

両事件について、生活実態から住所を認定しているということは共通しているが、認定に係り、参考とした生活実態の判断レベルに違いがある。東村山市の事例は居住場所の状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」から住所を認定しているのに対して、七尾市の事例はATMの使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」から住所を認定している。

再確認になるが、住所とは「生活の本拠」であり、「生活の本拠」とは、私的生活の中心を指す。また、「生活の本拠」は、個人の生活の実質関係を考慮して具体的に決定しなければならない。

では、すべての事例について、ATMの使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」から住所を認定しなければならないのであろうか。

この点については、東村山市の事例のように、居住場所の状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」から住所を認定している事例があることから、「概観的な生活実態」で私的生活の中心となる場所がどこかを判断できる場合は、「詳細な生活実態」まで見ることなく、住所を認定し、「概観的な生活実態」で私的生活の中心となる場所を判断できない場合に、初めて「詳細な生活実態」から住所を認定するという方法が考えられる。

「概観的な生活実態」から、私的生活の中心となる場所の候補となりうる場所を「生活の基盤（ベース）」という言葉に置き換えて、東村山市の事例と七尾市の事例を個別に見ていくと、東村山市の事例では、住所O、P、Q、Rが存在しており、これらの居住場所の所有権や賃借権の有無、居住期間等を見てみると、以下のとおりであった。

住所O：出生以来、家族と共に居住している実家。

住所P：Aの父の部下一家が住んでいる社宅を間借りしており、居住期間は約2週間。

住所Q：Aの父が役員をしている会社の代表者所有のワンルームマンションであり、居住期間は約3週間。

住所R：住所Rに平成7年5月29日に居住を移してから、引き続き居住している。

前述したとおり、住所P、Qは住所を定めるまでの滞在場所であり、居所にとどまるとされているように、「概観的な生活実態」から判断すると、「生活の基盤（ベース）」とは言えない。

このように、東村山市の事例では、居住場所の所有権や賃借権の有無、居住期間等から各場所が「生活の基盤（ベース）」となるかを判断でき、同時に複数の「生活の基盤（ベース）」は存在しなかったため、ATMの使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」を考慮せずに住所を認定したのではないだろうか。

一方、七尾市の事例では、住所S、Uが存在しており、これらの居住場所の所有権や賃借

権の有無、居住期間等を見てみると、

住所 S：東京都に居住を移すまでは、出生以来居住していた場所で、父方の祖父母が居住している。平成 24 年 6 月 22 日以降、住民登録はここにある。

住所 U：B が第三者との間で、平成 25 年 1 月 7 日に賃貸契約し、B の交際相手である C が居住している。鍵は B と C の両方が所持している。

上記のように「概観的な生活実態」から判断すると、2 か所とも「生活の基盤（ベース）」と判断できると考える。なぜなら、住所 S についてはいわゆる実家であり、住所 U については、B が賃貸契約していることや、鍵を所持していること、交際相手が居住していることから、「生活の基盤（ベース）」になると考えられる。

住所 S、U の 2 か所とも「生活の基盤（ベース）」と判断できることから、「概観的な生活実態」からは、住所 T から住所 S への住所の異動も考えられ、住所 T から住所 U への住所の異動も考えられる。

よって、住所 U の賃貸契約をした平成 25 年 1 月 7 日以降は、住所 S と住所 U の両方が「生活の基盤（ベース）」になり得る場所となる。

このように、七尾市の事例では、居住場所の状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」からは、同時期に複数の「生活の基盤（ベース）」が存在する可能性があるため、住所認定に係る判断材料となるレベルを掘り下げ、ATM の使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」から、どちらの「生活の基盤（ベース）」が生活の本拠、つまり住所がどこかを判断したのではないだろうか。

これらのことから、行政事件裁判例における住所の考え方は、以下の 2 通り存在していると考えられる。

○居住場所の所有権や賃借権の有無、居住期間等といった「概観的な生活実態」から住所を認定するケース

○ATM の使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」から住所を認定するケース

第 4 章 住所の認定

これまで、第 2 章及び第 3 章で現在の行政実例等における住所の考え方を確認してきた。本章では、様々な行政実例、行政事件裁判例など、一見、多種多様で統一されていないように思える住所認定の考え方について、第 1 節及び第 2 節で、改めて体系的に整理し、

その上で、第3節で最近の住所認定に係る行政事件裁判例を紹介していく。

第1節 住所認定の基準

第2章及び第3章で現在の行政実例等における住所認定の考え方を確認してきたが、全ての事案に対して、どこが住所と認定されるかについて、すぐに答えが出せるような「住所認定に関するルール」（以下、「ルール」という。）が存在しないことが分かった。

このように明確なルールの存在しない現状では、ある市においては、住所と認定された事案が、別の市では住所と認定されないといった問題が発生する恐れがあり、事務の混乱を招きかねない。

仮に、ルールが示されていれば、市町村は、そのルールに則り、画一的な判断により住所を認定することとなるため、上記のような問題が起こる可能性は低い。では何故、今日まで統一的なルールは示されていなかったのだろうか。

それは、住民の生活が多岐にわたっており、また、住所を認定する上で考慮する要素が数多くあるため、統一的なルールを定めることが困難であったからであろう。

では、既存の行政実例等から、直接的に答えを導き出せないケースはどのようにして住所を認定すればよいのだろうか。例えば、行政実例等だけでは、日常的に海外と国内を往來する場合や国内で定住住所を持っていない場合、1年以上の長期間を予定していた海外出張が数か月間で急にとりやめとなった場合など、どこが住所となるか判断できないケースがある。

こういったケースでは、当該住民の生活実態等を調査し、これまで整理してきたような住所認定の考え方にに基づき、住所を認定していくほかない。

第2節 住所の認定方法についての整理

それでは、各市町村はどのように住所を認定すればよいのだろうか。

第2章や第3章で確認してきたように、行政実例等から住所を認定する方法は、一定整理することができた。各市町村は、このような行政実例等を踏まえ、当該事例を総合的に判断した上で、住所を認定していくこととなるが、全てにおいて「詳細な生活実態」を見ていくことは現実的ではないと思われる。

本稿では、住所認定の考え方について、行政実例やこれまで紹介した行政事件裁判例から、住所認定に係る考え方を改めて整理し、住所認定に係る大まかな手順を示すこととする。

1. 既存の行政実例に同様の事例があるかについての検討

住所を認定する事例があった場合、まず最初に、既存の行政実例に同様の事例があるか

について検討する。同様の事例がある場合は、既存の行政実例を基に直ちに住所を認定することができる。以下は行政実例を基に直ちに住所が認定できる事例である。

- 勤務の関係上家族と離れて居住している会社員等の場合⇒現居所を住所と認定
 - ※ただし、勤務日以外を家族と共に生活する場合等⇒家族の居住地を住所と認定
- 海外に出張している場合⇒家族の居住地を住所と認定
 - ※ただし、出張期間が1年以上になる場合等⇒現居所を住所と認定

しかし、既存の行政実例に同様の事例がない場合は、以下のとおり、行政事件裁判例により整理した考え方も踏まえ、個別具体的に住所を認定することとなる。

2. 「概観的な生活実態」からの検討

既存の行政実例で住所を認定できない場合は、居住場所の状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」から旧居所等や現居所が「生活の基盤（ベース）」となり得るかを検討する。

では、「生活の基盤（ベース）」の判断材料となる「概観的な生活実態」とはどのようなものだろうか。居住場所の所有権や賃借権の有無、居住期間等について、ここまで考察してきた行政実例等を踏まえ、それぞれ考えていく。

まず、居住場所の状況について見てみる。

- 第3章で確認した東村山市の事例において、転居した先が、「Aの父の部下一家が住んでいる社宅」であったことで、住所Pを住所と認定できないとした理由の一部としていることから、当該居所の所有権や賃借権を持つ場合。

- その場所が仮住まいならともかく、持続的に居住するにはふさわしくないような場所である場合、「生活の基盤（ベース）」とは言えないことから、持続的に居住できる場所である場合。

（例えば、トイレ、風呂、台所といった日常生活を送るために必要な設備や家電製品、家財道具等の有無や、水道、電気及びガスの開通状況で、その場所が持続的に居住できる場所かどうかは一定判断できるだろう。）

- 第2章で確認した行政実例において、家族と共に居住していた者が家族と離れて居住している場合において、家族と共に居住していた当時と、家族と離れて現居所で居住している現在で、私的生活における家族との関わりが変わらない場合は、基本的に家族の居住地が住所と認定されることから、私的生活における家族との関わりが変わっていない場合。

次に、居住期間について考えていく。

第2章で確認した行政実例において、通常住所とならないような場所でも、長期間（1年以上）継続して居住することが見込まれるのであれば、基本的に住所と認定されることから、居住期間が長期間（1年以上）である場合は、「生活の基盤（ベース）」であると言えるのではないだろうか。

もちろん、上記の事例だけをもって、絶対的に「生活の基盤（ベース）」であると言えるかというところではない。

例えば、自らの所有権があるマンションを所有している一方で、そのマンションでは居せず、家族と共にマンションから遠く離れた自身の実家で長期間暮らしている場合は、「所有権を持っている」からといって、当然にその場所（自らの所有権があるマンション）を「生活の基盤（ベース）」ということにはならない。

上記の事例は、あくまでも、「生活の基盤（ベース）」を考える際の1つの指標として考えることが重要である。

3. 「詳細な生活実態」からの検討

2で検討した結果、「生活の基盤（ベース）」を1か所に特定できればよいが、「生活の基盤（ベース）」と言える場所が複数存在しているケースなど、「概観的な生活実態」では住所を認定することができない場合がある。その場合、第3章第2節で確認した七尾市の事例のように、「詳細な生活実態」を確認していくことで、どの「生活の基盤（ベース）」が住所と認定できるかを判断することとなる。

では、どのような場合が「詳細な生活実態」を判断する材料と言えるだろうか。

ATMの使用状況や光熱費は、1日単位でその者の生活状況を確認できることから、1日単位で生活状況がわかるような事実が、「詳細な生活実態」を判断する材料に該当すると考えられるのではないか。

例えば、ATMの使用状況や電気代、水道代及びガス代といったライフラインの使用状況、食事をした場所、寝泊まりをした場所等を確認していくことが考えられる。

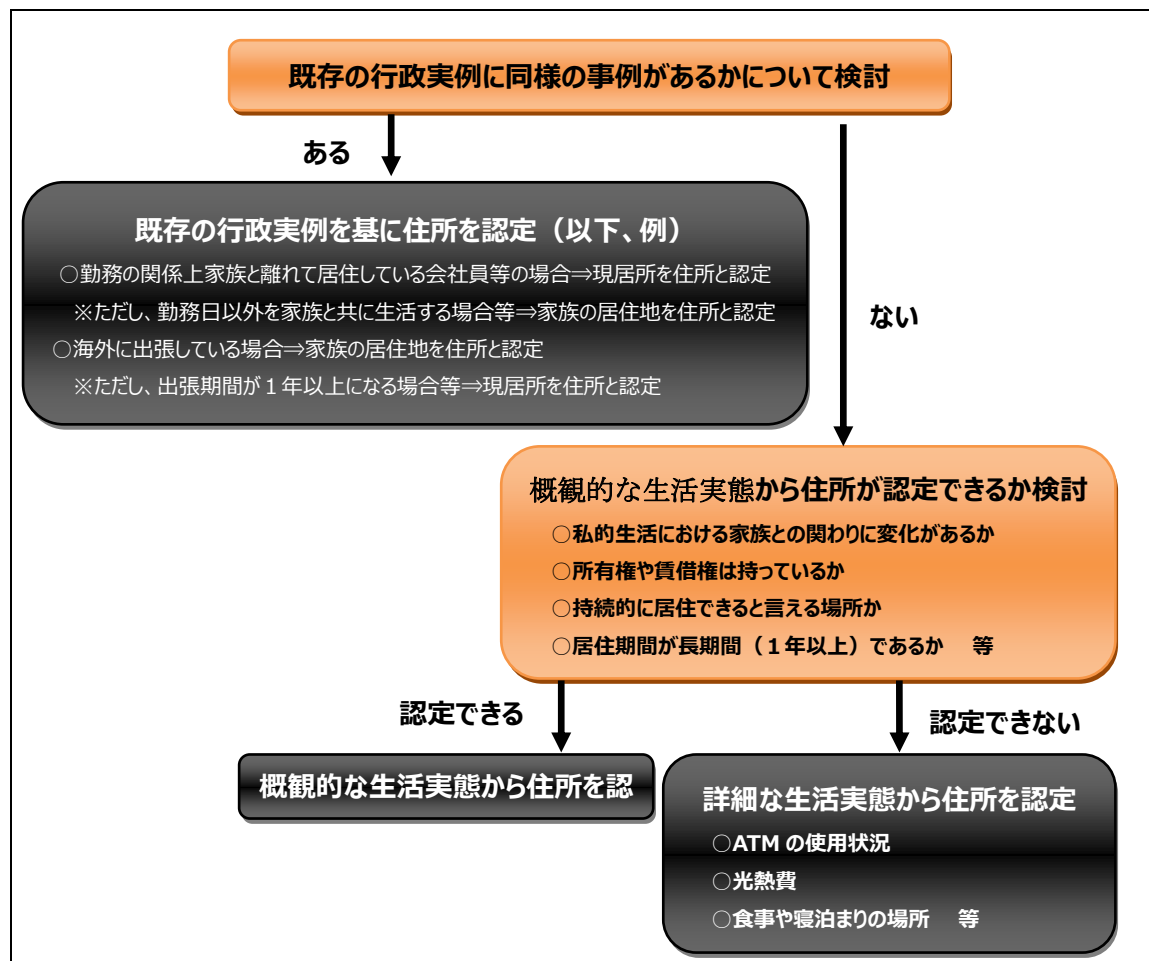
以上のような手順により、まずは行政実例を、その次に「概観的な生活実態」を、そして最後に「詳細な生活実態」を確認していくことで、行政実例等から直接的に答えを導き出せないケースについても、順序立てて住所を認定できると考える。

なお、ここまで既存の行政実例等を参考に、住所の認定方法についての整理を行ってきたが、上記の例のみをもって住所を認定することのないようにご留意いただきたい。上記はあくまでも例示であり、事案によっては、これまで挙げたもの以外にも、住所認定の判断材料となるものが存在するの言うまでもない。

その場合、所有権があることのみをもって、「生活の基盤（ベース）」と判断することや

「詳細な生活実態」のみをもって、住所を認定することは適当ではなく、その者の生活実態から総合的に「生活の基盤（ベース）」となる場所を判断し、住所を認定することが重要である。

<図3 住所認定の考え方のイメージ>



第3節 最近の行政事件裁判例

次に前節において、整理した住所の認定方法を最近の行政事件裁判例と比較してみる。

1. 福井市裁決取消、当選取消請求事件（平成27年12月21日名古屋高裁判決）

(1) 事件概要

福井市議会議員選挙（以下、「福井市選挙」という。）において当選したDについて、福井市の区域内に住所を有していなかったとして、原告が当選決定を取り消すことを求めた。しかし、Dの住所は福井市にあると判断され、原告の請求を棄却した事例である。

平成 27 年 4 月 26 日執行の福井市選挙において、当選人となったDは、立候補に当たり、福井市にある未登記の物件で、風呂、洗濯機及び駐車場はないが、日常生活を送れる程度の電化製品等が揃っているDの事務所（以下、「住所 V」という。）を住所として届け出ている。

以下では、Dの住所の変遷を確認する。

- ・ Dは、昭和 39 年に妻（平成 20 年 12 月 2 日死亡）と婚姻して、福井県 α 町の本人が所有する居所（以下、「住所 W」という。）に妻や子供と居住。
- ・ 平成 4 年 5 月 20 日に福井市にある、Dにとって実家（子供の頃にDが使用していた部屋が現在も残っている）であり、兄夫婦が居住している居所（以下、「住所 X」という。）に異動。
- ・ 住所 W と住所 X で複数回住所異動、平成 13 年 11 月 16 日に住所 W から住所 X に異動。
- ・ 平成 22 年 6 月 1 日に住所 X から住所 V に異動、平成 24 年 5 月 30 日に住所 V から住所 X へ異動。
- ・ 平成 27 年 3 月 3 日に再び住所 X から住所 V に異動し、現在に至っている。

なお、平成 13 年 11 月 16 日以降、現在に至るまで、Dは住所 W に異動していないが、飼い猫の世話や妻の墓の管理のため、1 日ないし数日に 1 回程度の割合で、住所 W を訪れている。また、週末等に子供がDの世話をするため、住所 W を訪れた時は、一緒に食事等をして過ごしている。

以上のとおり、Dには、自ら所有している住所 V 及び住所 W、実家である住所 X があり、いずれも居住することが可能であった。

なお、本件の争点が、平成 27 年 4 月 26 日時点で、引き続き 3 か月以上福井市の区域内に住所を有していたかということであったことから（住所 V、X のいずれもが福井市であったため）、判決ではDの住所が住所 W にあったかどうかを判断し、住所 V、X のどちらにあったかは判断されていない。

（2）裁判所の判断

名古屋高裁は、まず最初に、住所 V、X、W 及び北陸・東北地方における統計上の単身世帯について、平成 27 年 1 月から 4 月（以下、本件期間という。）の水道光熱費の平均月額というライフライン（詳細な生活実態）の比較を行っている。

この事件では、住所 V、W がDの所有であり、生活を送るために必要な家電製品や家財道具等は備わっていること、また、住所 X は、Dの実家であり、子供の頃に使用していた部屋が現在も残っていることから、住所 V、X、W のいずれもが、「概観的な生活実態」から判断した場合には、「生活の基盤（ベース）」となり得ることとなる。

そのため、「生活の基盤（ベース）」が同時期に複数存在することから、「詳細な生活実態」を調査し、住所を認定することになったと思われる。

しかし、本件期間の水道光熱費の平均月額というライフラインの使用状況といった「詳細な生活実態」では、住所 V、X、W のいずれかを住所と認定することができなかった。

そこで、名古屋高裁は、食事や寝泊まりをした場所といった水道光熱費とは別の視点で「詳細な生活実態」を検討した。

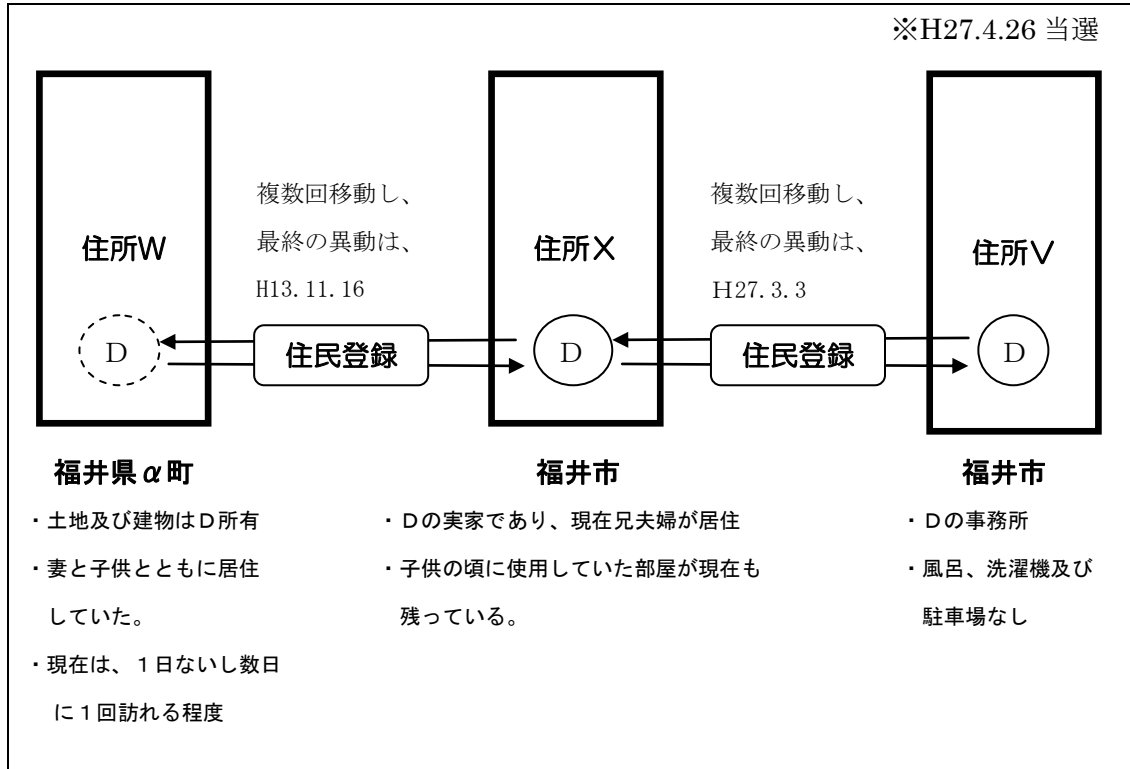
「Dは、本件期間中、飼い猫の世話や妻の墓の管理など限られた目的のため、1日ないし数日に1回程度の割合で住所 W を訪れていたものの、泊まったことはなく、また、Dの子供は、基本的に週末に来訪していたにとどまる上、住所 W はDの持ち家であり、しかも、Dの子供にとって実家であることからすれば、Dを援助するため、Dの子供らが住所 W を訪れることは自然な振る舞いであって（特に住所 W は広い家であり、独り身のDがその維持に難渋を来たし、持て余すのは当然の成り行きと考えられる。）、その来訪の機会と一緒に食事等をして過ごしていたからといって、住所 W がDの生活の本拠であったということはできない。」

このことから、住所 W が生活の本拠、いわゆる住所と認定できないと判断した。

よって、Dの住所は、住所 W にあったとみることはできないことから、住所 V 若しくは住所 X にあるとした。

以上のように、名古屋高裁は、食事や寝泊まりをした場所といった「詳細な生活実態」から住所を認定したのである。

<図4 福井市の事例イメージ>



おわりに

以上のとおり、住所認定における様々なケースを確認してきたが、住所とは単に住んでいる場所を指すのではないということがわかった。住所とは、生活の本拠であり、私的生活の中心を意味するものであり、居住しているという事実だけでは、住所とは認定されない場合がある。

また、住所認定に係る行政実例や行政事件裁判例は数多く存在し、住所の認定にあたっては、ATMの使用状況や電気代、水道代及びガス代といったライフラインの使用状況、寝食の有無といった、実際その場所に居住しているという生活実態が重要であることは言うまでもないが、私的生活における家族との関わりや賃借権といった居住場所の状況や居住期間といった要素も非常に重要であることがわかった。

様々な事例を確認していくと、一見、多種多様で統一されていないように思える住所認定の考え方について、本稿では一定の整理ができたのではないかと考えている。

今後も市町村において、既存の行政実例に示されておらず、判断に迷うような事例が発生することが考えられるが、その際は、本稿で整理したような住所認定の考え方をヒントにいただき、円滑に事務を進めていただければ幸いである。

参考文献

- ・遠藤浩他 5 名（1969）『民法（1）総則〔第4版〕』
- ・市町村自治研究会（1987）『全訂 住民基本台帳法逐条解説』
- ・松本英昭（2001）『新版 逐条地方自治法<第8次改訂版>』
- ・山崎重孝（2011）「住民と住所に関する一考察」『月刊「地方自治」（第767号）』